

大阪広域水道企業団公告第18号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、大阪広域水道企業団忠岡水道事業指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和元年7月16日

大阪広域水道企業団企業長職務代理者
大阪広域水道企業団副企業長 松本 要一

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	廃止年月日
忠岡 第137号	楓設備工業 森下 忍	泉北郡忠岡町馬瀬二丁目8番16号	平成31年3月30日